（別紙２）

次期京都市市民スポーツ振興計画に関する策定業務委託に係る提案について

（募集要項）

　次期京都市市民スポーツ振興計画に関する策定業務委託について，次のとおり受託希望者からの提案を募集します。

１　委託名称　　　次期京都市市民スポーツ振興計画に関する策定業務

２　委託内容　　　別紙「仕様書」のとおり

３　委託期間　　　契約締結日から令和３年３月３１日まで

４　委託料上限額　２，７００，０００円以内（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

５　参加資格要件

次の(1)，(2)のいずれかに該当し，かつ(3)～(5)に該当する者とします。ただし，(2)に該当する者が受託事業者に決定した場合は，契約締結時に，京都市暴力団排除条例施行規則第７条の規定に基づく誓約書を提出するものとします。

1. 京都市競争入札参加資格者名簿に登録している者であること（ただし，応募締切

時点において，入札参加停止期間中である者を除く。）。

1. 前号に該当しない者については，次に掲げる条件を満たし，かつ自己を証明する

書類を提出する者

ア　代表者が契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこ

と。

イ　地方自治法施行令第１６７条の４第２項各号のいずれかに該当し，３年を経過しない者及びその者を代理人，支配人その他の使用人又は企画提案代理人として使用する者でないこと。

ウ　引き続き２年以上，当該営業を営んでいること。

エ　国税，地方税及びその他本市に対する債務等を滞納していないこと。

オ　京都市暴力団排除条例第２条第４号に規定する暴力団員等又は同条第５号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

カ　宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体ではないこと。

1. 近畿圏内（京都府，大阪府，滋賀県，奈良県，兵庫県及び和歌山県）に本店，支店

　　　又は営業所を有すること。

（４）　過去５年間に，本市，他の政令指定都市又は都道府県から，計画（基本計画や振興計画に類するもの。施設整備等のハードに関する計画を除く。）の調査・策定・改訂業務の受託実績を有すること。

（５）　過去５年間に（４）に定める業務実績を有する業務責任者を配置できること。

６　提出方法

1. 受付期間　令和２年４月２２日（水）午後５時必着

（２）　受付場所

　　　　京都市文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画担当　　担当　長谷川，伊藤

　　　 〒６０４－８０９１　京都市中京区寺町通御池下る下本能寺前町５００番地１

　　　　　　　　　　　　　　中信御池ビル８階

　　　　　　　　　　ＴＥＬ　　　０７５－３６６－０１６８

　　　　　　　　　　ＦＡＸ　　　０７５－２１３－３３０３

　　　　　　　　　　電子メール　sports@city.kyoto.jp

（３）　申請方法　郵送又は持参

（４）　提出物

　　　　①　参加申請書　１部

　　　　②　次期京都市市民スポーツ振興計画に関する策定業務受託についての提案書（以下，「提案書」という。），アンケート調査票（案），見積書及び必要に応じて添付資料各８部。

なお，見積書は，委託項目ごとに人件費・直接経費等を算出するほか，積算の内訳が詳細に把握できるようにしてください。

　　　　③　受託希望者の概要を記した提案企業概要又は同内容を網羅した会社案内

７　プロポーザル参加に関する質疑及び回答

　　　令和２年４月１５日（水）までに提出してください。提出方法は，電子メールで

行ってください。

令和２年４月１７日（金）に参加申請のあった方全員に回答を送付します。

８　提案の選定

1. ヒアリング

　　　　提案書に基づき，ヒアリングを実施します。ヒアリングでは，提案者による提案書及びアンケート調査票（案）に関するプレゼンテーション及び質疑応答を行います。プレゼンテーションは本業務主担当者が行ってください。

　　　　なお，提案の受託希望金額が本業務の委託金額の上限額を上回った場合やその他提案書等の内容が京都市の要求する水準に達していないと認められる場合は，ヒアリングを行うことなく非選定とすることがあります。

　 　◎実施日　令和２年４月下旬

　　　 　日時，会場等の詳細について別途通知します。

　　　　※新型コロナウイルス感染症の流行拡大状況を考慮し，ヒアリングを実施せず，

提出書類のみでの審査とする可能性があります。

（２）　選定

　　　　京都市は，提案書，アンケート調査票（案）及びプレゼンテーションの内容により，以下の評価基準に基づいて採点を行い，各項目における各審査員の審査結果から算出する合計得点（１００点満点）の平均点を審査結果とし，最も順位の高い提案者を受託候補者として選定します。ただし，平均点が６割を下回るときは，応募事業者が１事業者のみの場合であっても，受託候補者として選定しません。

　　［評価基準］

| 評価項目 | 評価のポイント |
| --- | --- |
| 1. 提案内容 | ・　提案書の内容が具体性，専門性，実現性に優れているか  ・　アンケート調査票（案）の内容が，市民スポー  ツ振興に関する現状把握と次期計画を検討でき  る内容となっているか |
| ②市政及びスポーツ行政の理解度 | ・　京都市政及び本市のスポーツ行政を十分理解したうえでの提案か |
| ③調査結果分析，資料作成能力 | ・　調査結果について的確に分析し，報告書にまとめる能力があるか  ・　的確で分かりやすい資料を作成する能力があるか |
| ④実施体制 | ・　仕様書に定められた業務を安定的に実施することができる実施体制か |
| ⑤業務実績 | ・　これまでに本業務に類似又は関連する業務を実施した実績がどれだけあるか |
| ⑥受託希望金額 | * 提案内容の質の高さに応じた受託希望金額か * 見積金額及び積算内訳は適正であるか |
| ⑦市内企業 | * 本市区域内に本店又は主たる事務所を有する   中小企業であるか。 |

（３）　選定結果の公表

受託候補者の選定後，受託希望者及び評価点等が分かる情報をホームページにて

公表します。

９　受託候補者への通知及び契約の締結

　　　京都市は，受託候補者に対して文書で通知し，同事業者と契約に関する協議を行い，契約を締結します。なお，両者の協議が整わない場合，京都市は次順位の提案者と契約に関する協議を行います。

１０　留意事項

（１）　提案書の作成及び提出に要する費用は，提案者の負担とします。

（２）　提出された提案書，見積書等は，提案者に返却しません。

（３）　参加申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合並びに参加資格要件を満たさない

こととなった場合は，当該参加申請書及び提案書を無効とします。

1. 本業務における契約方法（支払い方法及び成果品〔業務報告〕提出方法等含む）

については，受託事業者が正式に決定次第，本市と協議し決定するものとします。

1. 業務の事務処理手順や手法に関しては，業務を円滑に遂行する観点から，本仕様

書に記載された事項を逸脱しない範囲で，本市と協議，調整を行い適切に対応するものとします。

1. 業務遂行に当たっては，本市と綿密な情報交換を行うとともに，本市の指示に従

ってください。

1. 本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に関して疑義が生じた場合は，本市と受

託事業者が協議の上，業務の円滑な遂行に努めることとします。

（８）　本業務は，本仕様書によるほか，関係法令等に準拠して実施するものとします。

（９）　参考として，京都市文化市民局市民スポーツ振興室のホームページ

（現行計画｢スポーツの絆が生きるまち推進プラン　京都市市民スポーツ振興計画」　http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000119732.html）及び令和元年度京都市スポーツの絆が生きるまち推進会議資料のうち以下のものをご覧ください。

「令和元年度京都市スポーツの絆が生きるまち推進会議」資料

　・京都市市民スポーツ振興計画スポーツの絆が生きるまち推進プラン次期計画の策

定について（案）

　　　・市民のスポーツに関する意識・活動状況調査について

　　　・スポーツ関係団体等のヒアリング調査について

　　　※本プロポーザルの募集ＨＰに参考資料として添付しております。